

○国立大学法人秋田大学受託研究取扱規程

(平成16年4月1日規則第96号)

改正

平成31年3月13日一部改正

令和7年2月12日一部改正

令和7年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学(以下「秋田大学」という。)における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、秋田大学において、外部の機関等(以下「委託者」という。)から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいい、別に定める受託事業及び受託試験並びに病理組織検査等を除く。

2 この規程において「直接経費」とは、受託研究を受け入れるに当たり、当該研究の遂行に直接必要となる人件費、謝金、旅費及び設備費等の経費をいう。

3 この規程において「間接経費」とは、受託研究を行うために必要な光熱水料、研究環境の整備・維持経費及び管理事務経費等の直接経費以外に必要な経費をいう。

4 この規程において「知的財産権」とは、「国立大学法人秋田大学発明等規程(平成16年規則第49号)」において定める知的財産権をいう。

5 この規程において「研究代表者」とは、当該受託研究を統括する秋田大学の役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」という。)をいう。

6 この規程において「部局」とは、秋田大学学則第3条、第5条、第6条及び第8条から第11条までに規定する組織及び手形地区に置かれている各課(学長及び理事を含む。)をいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、秋田大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則として秋田大学に帰属すること。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、秋田大学に帰属すること。

(4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、秋田大学はその責を負わないこと。

(5) 委託者は、受託研究に要する経費を秋田大学が定める所定の期日までに納付すること。

2 前項各号に定めるもののほか、学長又は当該研究を行う部局長(第2条第6項に規定する部局長の長をいう。以下「部局長」という。)は、特に必要と認められる条件を付することができる。

(適用除外)

第4条の2 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を委託者に対して適用しないことができる。

(1) 受託研究が、国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により事業を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)若しくは公庫等政府関係機関、地方公共団体又は国際機関からの委託又は再委託であるとき。

(2) 学長が特別な事情があると認めたとき。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究を受け入れるに当たり、当該研究に必要な委託者が負担する経費は、直接経費及び間接経費の合算額とする。

2 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。

3 学長は、必要がある場合には間接経費を前項の規定と異なる額とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、受託研究が次の各号の一に該当する場合は、当該研究に必要な委託者が負担する経費は、直接経費のみとすることができる。

(1) 委託者が国である場合

(2) 委託者が国以外であって、当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されると学長が認める場合

(3) 委託者が国以外であって、当該研究の委託者との共同研究の一環をなすもの等秋田大学の教育研究上極めて有意義であると学長が認める場合

(受託研究の申込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、研究代表者の所属する部局長の承認を得た上で学長に受託研究申込書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託研究が公募型の場合は、その研究の応募書類の写しをもって、受託研究申込書に代えることができるものとする。この場合において、研究代表者は、その研究に応募する前に、所属する部局長に申し出の上、学長の承認を得なければならない。

(受入れの決定及び受託研究契約の締結等)

第7条 受託研究の受入れは、学長が決定する。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者、研究代表者及び部局長に通知するものとする。

3 学長は、受入を決定したときは、速やかに委託者と受託研究契約書により契約を締結しなければならない。

(受託研究に要する提供物品)

第8条 学長は、委託者から受託研究に要する機械器具、薬品その他(以下「提供物品」という。)の提供について申し出があったときは、当該研究に必要なと認める場合に限り、これを受入れるものとする。

(中止、延長等)

第9条 研究代表者は、研究を中止し、又はその期間を延長する等変更の必要が生じたときは、速やかに部局長の承認を得た上で学長に受託研究変更申請書により申し出るものとする。

(受託研究契約の変更等)

第10条 受託研究の変更は、学長が決定する。

2 学長は、受託研究の変更について、研究代表者及び部局長に通知するものとする。

3 学長は、受託研究の変更を決定したときは、速やかに当該委託者と受託研究の変更契約を締結しなければならない。

4 前項の変更契約は、学長と委託者が協議し、定めるところによる。
(提供物品の返還)

第11条 受託研究を完了し、又は中止した場合において、第8条の提供物品があるときは、研究完了又は中止の時点の状態で速やかに当該提供物品の返還を行うものとする。

(経費の返還)

第12条 受託研究を完了し、若しくは受託研究を中止し、又はその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じたときは、委託者の請求により不用となった額を返還するものとする。

(完了の報告等)

第13条 研究代表者は、研究が完了したときは、受託研究完了報告書により遅滞なく部局長を経由して学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、委託者に受託研究完了通知書により速やかに通知するものとする。

3 学長は、受託研究の成果を委託者に報告するときは、研究代表者に行わせるものとする。

4 受託研究の成果を公表しようとするときは、公表の時期及び方法について、委託者と協議して定めるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託研究の結果生じた知的財産権の取扱いについては、国立大学法人秋田大学発明等規程に定めるもののほか、第7条第3項に規定する受託研究契約書により定めるものとする。

(医薬品に係る受託研究の取扱い)

第15条 医学部附属病院における医薬品の臨床研究のための受託研究の取扱いについては、この規程によるもののほか、国立大学法人秋田大学医学部附属病院医薬品の受託研究取扱規程の定めるところによる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項及び申込書等必要な各種様式は、学長が別に定める。ただし、受託研究の受入れに係る目的及び条件等の審議については、部局長の定めによるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日一部改正)

- 1 この規程は、平成31年3月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に受け入れている受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和7年2月12日一部改正)

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日一部改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。